

# 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定

平成二十四年 月 日  
佐倉市告示第 号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、関係図面は、佐倉市経済環境部環境保全課において閲覧に供する。

## 指定した地域

佐倉市の全域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号により定められた地域をいう。